# 国保ニュース

# 2012年 **第193号**

# 診療報酬等(電子レセプト請求分)支払い早期化のお知らせ

診療報酬等の支払日については、「保険医療機関又は保険薬局に係る光ディスク等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」(平成18年4月10日保総発第0410001号)における「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」に定める診療報酬等の請求にあたり、電子情報処理組織等を使用する場合の届出を行った保険医療機関又は保険調剤薬局に対して、平成24年3月に請求された診療報酬等の支払分から、原則請求月の翌月20日までとする通知が厚生労働省からありました。

これにより、本会では現行25日(一部船橋特定地区の保険医療機関は21日)までとしていた 診療報酬等の支払日について、電送及び電子媒体による費用の請求に関する届出がされている保険 医療機関又は保険薬局について、平成24年4月支払分から20日(土曜日、日曜日または休日に 当たる時は、その日後最も近い平日)までに支払うこととなり、早期化されますのでお知らせいた します。

なお、出産育児一時金についても、各月10日提出分の専用請求書(異常分娩のものであって、 国民健康保険の保険者あてのものに限る。)及び各月25日提出分の専用請求書に係る支払いについ て、平成24年3月提出分から提出月の翌月20日(土曜日、日曜日または休日に当たる時は、上 記同)の支払いとなりますので併せてお知らせいたします。

また、上記条件に非該当の保険医療機関等につきましては、これまでどおり25日までの支払いとなりますので御留意願います。

# 全国土木国民健康保険組合における任意給付(廃止)について

全国土木建築国民健康保険組合(133033)(平成24年5月審査より全国決済取扱い)が任意給付として実施しておりました「結核・精神医療給付金」制度が平成24年3月31日をもって廃止となります。

平成24年4月診療分からは法令等に基づく自己負担額(窓口徴収)が発生しますのでご留意下さい。

# 国民健康保険被保険者証等のご確認を

3月・4月は、転入・転出の多い時期です。

資格関係誤りレセプト発生防止のため、各保険医療機関・保険薬局においては、受付窓口での被保険者証等の確認をお願い致します。

なお、本号にて「千葉県国民健康保険、保険者番号並びに被保険者証の記号・番号一覧表(平成24年4月1日現在)」を掲載いたしましたので、ご参照ください。

# 経過措置医薬品(廃止)について

平成24年3月31日付け廃止となる経過措置医薬品が多数ありますので、各保険医療機関・保険薬局においては、医薬品の使用期限にご留意くださいますようお願いたします。

# 傷病名の記載について(お願い)

審査委員会からの返戻理由の多くは、「傷病名」(診療内容から審査)の記載もれが要因となっている状況です。

特に、院外処方をされている医療機関については、一次審査で返戻することができませんので、 レセプトを提出する際には必ず**傷病名の確認**をお願いいたします。

※ <u>平成 24 年 2 月診療分より、合計点数が 1500 点以下の調剤報酬明細書につきましても審査の対象となります。</u>

# 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の 留意事項について」等の一部改正について

厚生労働省保険局医療課より発令されました通知 (平成 23 年 11 月 30 日付け保医発 1130 第 1 号・平成 23 年 12 月 28 日付け保医発 1228 第 1 号・平成 23 年 12 月 28 日付け保医発 1228 第 3 号) を掲載いたしますのでご留意ください。

#### 【平成23年11月30日付け保医発1130第1号】

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

(平成23年12月1日より適用)

別添1第2章第3部第1節第1款D001の(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 尿中総ヨウ素

尿中総ヨウ素は、「13」の尿中ポルフォビリノゲンに準じて算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

(参考:新旧対照表)

改正後	現行
別添 1	別添 1
医科診療報酬点数表に関する事項	医科診療報酬点数表に関する事項
第2章 特揭診療料	第2章 特揭診療料
第3部 検査	第3部 検査
D001 尼山性恐怖所之州之具於木	D001 尼山栎斑杨莺公州宫县岭木
D001 尿中特殊物質定性定量検査 (1)~(4) (略)	D001 尿中特殊物質定性定量検査 (1)~(4) (略)
(5) 尿中総ョウ素	
<del>(3) 水平松コク素</del>   尿中総ヨウ素は、「13」の尿中ポルフォビリノゲ	
ンに準じて算定する。	
$(6)\sim(7)$ (略)	(5)~(6) (略)
<u> </u>	<u> </u>

#### 【平成 23年 12月 28日付け保医発 1228第1号】

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

(平成24年1月1日より適用)

- ・別添1第2章第2部第3節C200(1)及び別添3区分01(5)イ中「及びアドレナリン製剤」を「、アドレナリン製剤及びヘパリンカルシウム製剤」に改める。
- ・別添3別表1中「及びアドレナリン製剤」を「、アドレナリン製剤及びヘパリンカルシウム製剤」に改める。
- ・別添3別表2に次のように加える。 ヘパリンカルシウム製剤

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

(参考:新旧対照表)

#### 改正後

#### 別添1

第2章 特揭診療料

第2部 在宅医療

第3節 薬剤料

C200 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

#### 【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤・・・・(中略) ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン 製剤及びヘパリンカルシウム製剤

#### 別添1

第2章 特掲診療料

第2部 在宅医療

第3節 薬剤料

C200 薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。

現 行

#### 【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第WI因子製剤・・・(中略) ダルベポエチン、テリパラチド製剤及びアドレナリン製剤

#### 別添3

区分01 調剤料

- $(1) \sim (4)$  (略)
- (5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤(インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤・・・・(中略)テリパラチド製剤、アドレナリン製剤及びヘパリンカルシウム製剤)に限る。

なお、「塩酸モルヒネ製剤」・・・(中略)

ウ (略)  $(7) \sim (14)$ 

(略)

#### 別添3

区分01 調剤料

- (1) ~ (4) (略)
- (5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤(インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤・・・・(中略)テリパラチド製剤及びアドレナリン製剤)に限る。

なお、「塩酸モルヒネ製剤」・・・(中略)

ウ (略)

 $(7) \sim (14)$  (略)

#### 別表1

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子 組換え活性型血液凝固第VII因子製剤・・・・(中略) テリパラチド製剤、アドレナリン製剤及びヘパリン カルシウム製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器(針を含む。)

(以下略)

#### 別表1

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子 組換え活性型血液凝固第VII因子製剤・・・・(中略) テリパラチド製剤及びアドレナリン製剤の自己注 射のために用いるディスポーザブル注射器(針を含む。)

(以下略)

#### 別表2

インスリン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤

•

(中略)

テリパラチド製剤 アドレナリン製剤 ヘパリンカルシウム製剤

#### 別表2

インスリン製剤

ヒト成長ホルモン剤

遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤

•

(中略)

テリパラチド製剤 アドレナリン製剤

#### 【平成 23 年 12 月 28 日付け保医発 1228 第 3 号】

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部改正について

(平成24年1月1日より適用)

- 1 別添1の第2章第4部第3節E200に次のように加える。
  - (9)「1」の「イ」として届出を行っている機器を使用し、直腸用チューブを用いて、二酸化炭素を注入し下部消化管をCT撮影した上で三次元画像処理を行った場合は、「1」の「イ」の所定点数に「注4」の所定点数を準じて加算する。この場合において、「注3」の加算、造影剤注入手技料及び麻酔料(区分番号「L008」に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を除く。)は、準用点数に含まれるものとする。なおこの際、「注4」に規定する施設基準に適合している必要はない。

また、これとは別に静脈内注射、点滴注射等により造影剤使用撮影を行った場合には、「注3」の加算を別途算定できる。

- 2 別添1の第2章第10部第1節第2款K047-3に次のように加える。
  - (7)体外衝撃波疼痛治療装置を、難治性の足底腱膜炎に対する除痛の目的で使用した場合は、超音波骨折治療法の所定点数を、治療に要した日数又は回数にかかわらず一連のものとして算定する。再発により2回目以降算定する場合には、少なくとも3か月以上あけて算定する。

その際、保存療法の開始日とその治療内容、本治療を選択した理由及び医学的根拠、並びに2回目以降算定する場合にはその理由を診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。なお、本手術に併せて行った区分番号「J119」消炎鎮痛等処置については、別に算定できない。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

(参考:新旧対照表)

改正後

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特掲診療料

第4部 画像診断

第3節 コンピューター断層撮影診断料

E 2 0 0 コンピューター断層撮影 (C T 撮影) (1) ~ (8) (略)

(9) 「1」の「イ」として届出を行っている機器を使用し、直腸用チューブを用いて、二酸化炭素を注入し下部消化管をCT撮影した上で三次元画像処理を行った場合は、「1」の「イ」の所定点数に「注4」の所定点数を準じて加算する。この場合において、「注3」の加算、造影剤注入手技料及び麻酔料(区分番号「L008」に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を除く。)は、準用点数に含まれるものとする。なおこの際、「注4」に規定する施設基準に適合している必要はない。

また、これとは別に静脈内注射、点滴注射等 により造影剤使用撮影を行った場合には、「注 3」の加算を別途算定できる。

第 10 部 手術

第1節 手術料

第2款 筋骨格系・四肢・体幹

K O 4 7 - 3 超音波骨折治療法(一連につき) (1) ~ (6) (略)

(7) 体外衝撃波疼痛治療装置を、難治性の足底腱膜炎に対する除痛の目的で使用した場合は、超音波骨折治療法の所定点数を、治療に要した日数又は回数にかかわらず一連のものとして算定する。再発により2回目以降算定する場合には、少なくとも3か月以上あけて算定する。

その際、保存療法の開始日とその治療内容、本治療を選択した理由及び医学的根拠、並びに2回目以降算定する場合にはその理由を診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。なお、本手術に併せて行った区分番号「J119」消炎鎮痛等処置については、別に算定できない。

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

現 行

第2章 特揭診療料

第4部 画像診断

第3節 コンピューター断層撮影診断料 E200 コンピューター断層撮影 (CT撮影) (1) ~ (8) (略)

第 10 部 手術

第1節 手術料

第2款 筋骨格系・四肢・体幹

KO47-3 超音波骨折治療法 (一連につき) (1)  $\sim$  (6) (略)

#### 【平成 23年 12月 28日付け保医発 1228第3号】

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」 (平成22年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について

(平成24年1月1日より適用)

- 1 Iの3の (83) の次に次のように加える。
  - (83-2) 消化管用ステントセット

大腸用ステントを使用した場合の手技料は、区分番号「K651」内視鏡的胃、十二指腸ステント留置術の所定点数を算定する。

- 2 Iの3に次のように加える。
  - (93) 血管造影用圧センサー付ガイドワイヤー

当該材料を用いて、冠動脈以外の動脈に対し、区分番号「E003」造影剤注入手技を行うに際し、動脈血流予備能測定を実施した場合は、区分番号「D206」心臓カテーテル法による諸検査の「注3」の冠動脈血流予備能測定検査の所定点数に準じて算定する。

なお、区分番号「D206」心臓カテーテル法による諸検査のうち「注3」の冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合の取扱いは従前の通りである。

◎「特定保険医療材料の材料価格に関する留意事項について」

(平成22年3月5日付け保医発0305第5号)

(参考:新旧対照表)

#### 改正後

- I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一 医科診療報酬点数表に関する事項
- 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療 材料(フィルムを除く。)に係る取扱い
- (83-2) 消化管用ステントセット

大腸用ステントを使用した場合の手技料は、 区分番号「K651」内視鏡的胃、十二指腸ス テント留置術の所定点数を算定する。

(93) 血管造影用圧センサー付ガイドワイヤー

当該材料を用いて、冠動脈以外の動脈に対し、 区分番号「E003」造影剤注入手技を行うに際 し、動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、 区分番号「D206」心臓カテーテル法による諸 検査の「注3」の冠動脈血流予備能測定検査の所 定点数に準じて算定する。

なお、区分番号「D206」心臓カテーテル 法による諸検査のうち「注3」の冠動脈血流予備 能測定検査を実施した場合の取扱いは従前の通 りである。

#### 現 行

- I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一 医科診療報酬点数表に関する事項
- 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療 材料(フィルムを除く。)に係る取扱い

(1)	[	国民健康	保険				(2) 退	哉者医療		
				国 民 健	康 保 険			退 職 者	医 療	
区		分		日 数		平均点数		日 数		平均点数
			決定件数		決定点数		決定件数		決定点数	
				(処方箋枚数)		(1件当たり)		(処方箋枚数)		(1件当たり)
			件	B	点	点	件	B	点	点
		入 院	27, 992	424, 247	1, 368, 427, 933	48, 886. 39	1, 456	19, 542	78, 833, 553	54, 143. 92
医	科		件	B	点	点	件	B	点	点
		入院外	1, 108, 647	1, 833, 430	1, 483, 607, 284	1, 338. 21	62, 203	101, 984	94, 917, 236	1, 525. 93
			件	Ħ	点	点	件	日	点	点
100	<i>-</i> 01	入院	161	1, 211	4, 700, 423	29, 195. 17	12	74	259, 876	21, 656. 33
歯	科		件	B	点	点	件	日	点	点
		入院外	267, 323	561, 488	348, 732, 583	1, 304. 54	16, 034	33, 801	20, 954, 197	1, 306. 86
=114		- <del>&gt;</del> nl	件	枚	点	点 110 01	件	枚	点	点 100 50
調		剤	690, 498	871, 311	768, 669, 410	1, 113. 21	38, 256	46, 822	45, 240, 152	1, 182. 56
訪	問え	看 護	1, 173	7, 217	74, 873, 650	63, 830. 90	88	604	6, 214, 200	70, 615. 91
				件		H		件		円
支	払糸	総額		2, 095, 794	29, 360, 751, 176			118, 049	1, 689, 780, 866	

_(3	(3) 後期高齢者医療													
					後	期	高	齢	者	医	療			
区		分				日	数					平	匀点数	(
				決定件数					決定	点数				
					(処	方箋	枚数)					(1 ₺	当たり	))
		-	17/	件			日 0.45	١,	0.05	0.40	点		10 500	点
1 _	es.	入	院	33, 690	-	575	, 947	Ι,	667,	949,	993	- 4	19, 508	3.76
医	科			件			日				点			点
		入	院外_	717, 110	1	, 374	, 877	1,	138,	131,	238		1, 587	7.11
		入	院	件 82			665		2,	291,	217	4	27, 941	点 L. 67
歯	科			件			В				点			点
		入	院外	103, 653		227	, 131		150,	277,	632		1, 449	9.81
###		-4-11		件		0.45	枚		710	150	点		1 500	点
司间	調剤		473, 242	-	645	, 470		710,	150,	273		1,500	). 61	
訪	訪問看護		1, 186		8	3, 191		84.	881,	750		71, 569	9. 77	
				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			件					円	•	
支	払着	総 名	頂		1,	328,	963	33,	008,	784,	142			

平成 24 年 1 月審查分·審查支払状況

(1)	国民健康保険	(2)	退職者医療

(1	<u>/                                    </u>	<b>当</b> 区 使 尿	不  火				(2) 124	取日 医原		
				国 民 健	康保険			退職者	医 療	
区		分		日 数		平均点数		日 数		平均点数
			決定件数		決定点数		決定件数		決定点数	
				(処方箋枚数)		(1件当たり)		(処方箋枚数)		(1件当たり)
			件	В	点	点	件	В	点	点
		7 17÷		491 500			1 200	10.000		FC 400 90
l		入 院	27, 181	431, 506	1, 363, 423, 922	50, 160. 92	1, 380	19, 922	77, 832, 395	56, 400. 29
医	科		件	Ħ	点	点	件	日	点	点
		入院外	1, 124, 375	1, 825, 685	1, 488, 705, 500	1, 324. 03	62, 206	100, 519	94, 027, 478	1, 511. 55
			件	H	点	点	件	F	点	点
		入 院	149	1,099	4, 559, 923	30, 603. 51	6	69	281, 091	46, 848. 50
歯	科		件	B	点	点	件	日	点	点
		入院外	266, 435	540, 774	337, 714, 094	1, 267. 53	15, 986	32, 259	19, 872, 467	1, 243. 12
			件	枚	点	点	件	枚	点	点
調		剤	710, 271	896, 270	825, 570, 205	1, 162. 33	38, 930	47, 639	48, 000, 154	1, 232. 99
			件	H	円	円	件	F	円	円
訪	問	看 護	1, 180	7, 203	75, 031, 900	63, 586. 36	81	552	5, 650, 650	69, 761. 11
				件		H		件		H
支	払着	総額		2, 129, 591	28, 961, 286, 877			118, 589	1, 644, 900, 057	

(9) 盆期貢齡孝原倭

_(3)	後期高齢	<u> </u>							
			後期	高	齢	者	医	療	
区	分		日 觜	汝					平均点数
		決定件数				決定.	点数		
			(処方箋核	(数)					(1件当たり)
	7 17/2	件	=00	H		<b>5</b> 0.		点	点
l	入 院	33, 927	598,	608	1,	724,	224,	556	50, 821. 60
医科		件		В				点	点
	入院外	727, 708	1, 354,	810	1,	144,	292,	240	1, 572. 46
		件		Ħ				点	点
	入 院	64		533		1,	996,	005	31, 187. 58
歯科		件		B				点	点
	入院外	103, 305	219,	756		146,	043,	368	1, 413. 71
a⊞	<del>-</del> 211	件	000	枚		750	010	点	点 569 49
調	剤	485, 675 件	660,	264		759,	312,	189	1, 563. 42
訪問看護		1, 182	8,	074		84,	150,	550	71, 193. 36
		-,		件		-,	-,		円
支 払	総額		1, 351, 8	361	31,	742,	795,	732	

#### ◎ お 願 い ◎

特定健診・特定保健指導の請求について。

特定健診・特定保健指導の請求は、国民健康保険診療報酬とは受付締切日が異なります。 (毎月5日必着。ただし、5日が土・日・休日に当たる時は、その日後最も近い平日) なお、請求にあたっては国民健康保険診療報酬とは別封筒で、事業課宛にお願いします。また、特定健診・特定保健指導の請求に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

 干葉県国民健康保険団体連合会
 総務部事業課保健事業係
 特定健診担当

 TEL
 043-254-7317・7358
 FAX
 043-254-7401

#### 編集・発行人

発 行 平成24年3月15日

発 行 所 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号

千葉県国民健康保険団体連合会

電話 (043)254-7174

発行責任者 橋本 秀夫 編集責任者 杉田 さと子 印 刷 所 ㈱ さくら印刷 \*

毎

月

保

険

者

証

 $\mathcal{O}$ 

確

認

を

お

11

す

				被保険者	証		
仔	<b>R</b> 険者名	保険者番号	記号	番号	有効期限 (平 成)	法定外の給付	カード化状況
千	葉市						
	中央区	124016	31				
	花見川区	124024	32				
	稲毛区	124032	33	7桁	24年7月31日		$\circ$
	若 葉 区	124040	34	( 411	24年7月31日		
	緑区	124057	35				
	美 浜 区	124065	36				
銚	子 市	120022	銚	3桁~6桁	25年3月31日		0
市	川市	120030	市	7桁	24年7月31日		$\circ$
船	橋 市	120048	船	2桁~7桁	24年7月31日		0
館	山市	120055	05	8桁	25年3月31日		0
木	更 津 市	120063	06	7桁	24年7月31日		0
松	戸市	120071	松	6桁-1桁 (※平成24年7月より順次、 7桁-1桁へ変更)	24年7月31日		0
野	田市	120089	野田	7桁 (※平成24年8月より順次、 8桁へ変更予定)	24年7月31日		0
茂	原市		茂	6桁	24年7月31日		0
成	田市	120113	成田	6桁	24年7月31日		0
佐	倉 市	120121	倉	6桁-1桁	24年9月30日		0
東	金 市	120139	13	6桁	24年7月31日		0
習	志野市	120162	16	8桁	24年7月31日		0
柏	市	120170	柏	6桁	24年7月31日		$\circ$
勝	浦市	120188	18	8桁	24年7月31日		0
市	原市	120196	市原	7桁	24年7月31日		0
流	山市	120204	流	6桁	24年7月31日		0
八	千 代 市	120212	21	7桁	24年7月31日		$\circ$
我	孫子市	120220	我〇〇〇	6桁	24年7月31日		$\circ$
鴨	川市	120238	23	8桁	25年3月31日		0
鎌	ケ谷市	120246	鎌	5桁	24年7月31日		0
君	津市	120253	君津	2桁~8桁	24年7月31日		0
富	津市		富津	5桁	24年7月31日		0
旭	市		27	8桁	25年3月31日		0
٧١	すみ市	120410	41	6桁	24年7月31日		0
匝	瑳 市		42	7桁	25年3月31日		0
南	房 総 市		43	7桁	25年3月31日		0
香	取 市		香	8桁	24年7月31日		0
Щ	武 市		45	6桁	24年7月31日		0
浦	安 市	120519	浦	3桁~7桁	24年7月31日		0
兀	街道市	120543	54	8桁	24年7月31日		0
酒	々 井 町	120550	酒〇〇	4桁	24年7月31日		0
八	街 市	120568	56	4桁~5桁	24年9月30日	【結核10割】	0

									(十)及243	1 1/1.	
			/= -		被保	険	者	証			
仔	以 険 者	名	保険者番号	記号	番	号		有効期限 (平 成)	法定外の給付	カー	ド化状
富	里	市	120576	里	6桁	-1桁		24年9月30日			$\circ$
É	井	市	120592	井		6桁		24年7月31日			$\circ$
目	西西	市	120600	印		6桁		24年7月31日			$\circ$
栄		町	120626	栄	6桁	~8桁		26年3月31日			$\circ$
神	崎	町	120642	64		7桁		24年7月31日			0
多	古	町	120691	多		5桁		26年3月31日			0
東	庄	町	120717	71		7桁		25年7月31日			0
大	網白里	町	120766	76	(	6桁		24年7月31日			0
九	十九里	町	120774	77	(	6桁		24年7月31日			0
芝		町	120832	83		6桁		25年7月31日			0
	· 宮	町	120840	84	;	8桁		24年7月31日			0
睦	沢	町	120857	睦	,	6桁		24年7月31日			$\circ$
長	生 生	村	120865	86		8桁		24年7月31日			$\bigcirc$
É	子	町	120873	87		8桁		24年7月31日			$\circ$
長	: 柄	町	120881	88	1	8桁		24年7月31日			0
長		町	120899	89		8桁		24年7月31日			0
大	多喜	町	120907	90		8桁		25年7月31日			0
彽		町	120923	御		7桁		24年7月31日			0
鈅		町	120972	97		6桁		25年3月31日			0
袖		市		袖		7桁		24年7月31日			$\circ$
樟	芝光	町	121053	横芝光	(	6桁		24年7月31日			0
県国	、 医 ] 保 組	師合	123018	千医国01~ 千医国23	第2種組合員	i~3桁	淅	25年3月31日			0
	、歯科医 】保組		122026	千歯国01~ 千歯国22	第2種組合員	〒~3桁	淅	25年3月31日			0
県国	、薬 剤   保 組		123034	38		8桁	_	25年9月30日			0

※ 従来、千葉県国保連合会取扱の県外組合となっておりました全国土木国保組合 (133033)・中央建設国保組合(133264)・全国建設(133298)は、平成24年 4月より全国決済取扱いとなります。

※ 当該一覧表は、平成24年4月1日現在の調査により作成したものです。 被保険者証の切替時(有効期限を参照)には表記より記号・番号(桁数等)が 変更になる場合もあります。 毎月の被保険者証の提示喚起及び確認をお願いいたします。